

会 議 名	富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する 調査特別委員会		
開催日時	令和3年3月25日（木） 午前10時		
案 件	ページ		
	調査事項についての見解の取りまとめ……………	1	
	調査報告書案の作成について……………	11	
出席議員	委 員 長	前 田 敏	
	副 委 員 長	藤 原 美知子	
	委 員	守 屋 大 道	
	委 員	西 垣 智	
	委 員	荒 木 眞 澄	
	（ 議 長 ）	多 田 隆 一	
	（ 副 議 長 ）	山 元 建	
欠席議員			
説 明 員	議会事務局長	梶 野 祐 子	
会議事項及 びその結果	別紙のとおり		

(午前10時00分開会)

○前田敏委員長 おはようございます。ただいまから、第10回、富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する調査特別委員会を開会いたします。

まず、本日は報道機関から撮影及び録音の申出がありますので、許可することといたします。よろしく願いいたします。

それでは、案件に入ります。まず、初めに、調査事項についての見解の取りまとめについてでございます。前回の第9回委員会で今回の調査に係る証人尋問が全て終了をいたしました。ついては、本委員会といたしまして、最終報告をまとめるに当たりまして、調査事項に対する各委員の御意見をお伺いしたいと存じます。

それでは、まず初めに、守屋委員よりお願いします。

○守屋大道委員 おはようございます。富田市長のサウナ問題に端を発して設置した百条委員会ではありますが、今回の調査の結論として、いずれもその真相が明らかになったと思われまます。3つの調査項目全てにおいて富田市長は証人喚問において自身の持論は展開されるものの、社会通念上とは異なる証言に終始しており、3つの項目は事実としてあったものと判断します。

1項目めは公務に不必要な私物を持ち込み、不適切に庁舎を利用し、公金等の私的流用をしていたものです。公務に必要な生活感あふれる私物の持込みは、令和2年7月に自宅を解約した後、転居先がなく庁舎に泊まり込むことを前提に持ち込んでいたと思われまます。「危機管理上、宿泊できる環境を整えていた。」という証言がありました。が、実際は災害など危機管理上、職員が庁舎に詰めているにもかかわらず、市長は宿泊しておりませんでした。公務が逼迫していないときに1か月間に17泊も宿泊していたことから、庁舎に宿泊することを目的に私物を持ち込んでいたことは明らかであります。

また、タクシーチケットの使用においては、条例等の規定がないものの、届出や公務のない東大阪への往復に使用するなど、使用実績が今までの慣例から常軌を逸しております。さらに駐車場定期券においては、自身の後援会長に渡し利益供与を行い、

公金と同等のものを横領させる行為も調査の段階で判明してきました。「私が公務であると認識した時点でそれは公務です。」「私物の持込みは市長権限」との市長の証言は詭弁であり、私物の持込みや公金の私的流用さらには本市条例と異なる公金支出など、公私混同が日常的に行われていたものと推測できるものです。

2項目めは、本会議や常任委員会での虚偽答弁は市長も認めたとおり明らかであります。令和2年9月議会や10月決算委員会、さらに議長への書面での再調査の結果報告でも母方の田舎である淡路島に帰省していたという回答を得ておりました。訂正する機会は多分にあったにもかかわらず、証人喚問においてそれが虚偽であったことを市長自ら認めています。特に市長の10日間の夏休み期間中、職員に自身の旅行行程を明らかにせず、クラスター発生後もバイクで九州旅行を継続していた事実は危機管理意識が欠如していることを露呈しています。

3項目めの職員等へのパワハラに関しては、富田市長は本委員会が行った全職員対象のパワハラに関するアンケート調査について、確実性があるものではないと言及されました。今回の調査は所属や氏名などを記名し、本委員会の調査で聞き取りや証人喚問に協力するという職員の記載に基づいて行っております。さらにその内容は複数の職員による証言があり、厚生労働省が定義するパワハラの3つの要素に照らし合わせても、優越的な立場であり、業務の優位性を利用し、指導という都合のよい言葉を隠れみのにし、精神的に苦痛を与え、就業環境を害していたものです。しつくと称し虐待をする親、指導と称し体罰を行う教師と同等です。昨日、ネット配信された音声データからも分かるように、富田市長によるパワハラ行為があったものと認められます。

さらに2月24日の証人喚問後、副市長に指示して証言を行ったであろう職員らに対し聞き取り調査を行わせ、当該職員を特定する行為は言語道断であります。何よりも、記者会見で猛省するという言葉を使ったにもかかわらず、報道の発端となった画像データを流出させた職員の犯人捜しを副市長や後援会長に指示していたことは悪質としか言いようがありません。

以上から、一連の富田裕樹市長の言動は、行政の長たる市長としての資質を著しく欠いているものであると指摘させていただきたいと思います。

○前田敏委員長 次に、西垣委員よりお願いします。

○西垣智委員 富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する調査特別委員会、1、不適切な庁舎使用並びに公金等の私的流用に関する事、1、本会議及び常任委員会等における虚偽答弁に関する事、1、本市職員等に対するパワハラ疑惑に関する事の3件について私の所見を述べさせていただきます。

まず、不適切な庁舎使用並びに公金等の私的流用に関する事についてですが、サウナ、ベッド等の持込みや庁舎寝泊まりに関しては、言い訳とも取れる発言ばかりで、全く反省している様子が見えなかった。本人いわく激務で仕方なく寝泊まりしていたとのことだが、当時の公務の量は、決して庁舎に寝泊まりしなければならない量ではなく、公務と政務、いわゆる公私混同による仕事量で何ら庁舎に寝泊まりする理由にならない。

市長専用の駐車定期券については、尋問で市長は、机の中かどこかにあるだろうと証言していましたが、実際には市長の個人事務所にあり、市長の後援会関係者が自由に使用できる状態にあり、そのほとんどが後援会会長が使用していたことが確認されました。使用回数は46回にも及び、6万円以上の額になります。公職選挙法で禁じられている寄附行為、利益供与に当たる可能性もあります。さらに、この件で市長が虚偽の陳述をしたことにもなります。この駐車定期券と虚偽の陳述の2件は、法的にも罰せられる可能性のある事案になります。

次に、本会議及び常任委員会等における虚偽答弁に関する事については、令和2年9月議会での副市長発言、10月決算委員会での市長発言、10月30日付の議長宛での調査報告、百条委員会に提出された夏休み期間中の行程表、全てに淡路島とあったが、市長への証人尋問では、淡路島には行っていないと自ら証言し、虚偽答弁の事実が明らかになった。

最後に、本市職員等に対するパワハラ疑惑に関する事については、アンケートや

聞き取り調査の結果、複数名に対するパワハラがあったと確認された。しかしながら、富田市長はアンケートや証人喚問に対して、確実性がないと反論したが、実際の調査では、パワハラどころか脅迫行為とも取れる卑劣極まりない行為を後援会長や副市長に指示していた。一連の問題が明らかになった後の10月23日の記者会見で、富田市長は猛省していると発言していたが、その猛省していると発言していた人間が数日後には、メディアに情報を提供した犯人捜しをしていたことが調査で確認された。その極めて卑劣極まりない行為とは、情報提供者ではない職員に対して、情報提供者に仕立て上げ、秘密保持契約を結ばせることであった。調査では従わなければ告訴も考えているとも脅され、当該職員はその後、恐怖と不安の中で日々を過ごすようになった。さらに調査で明らかになった悪質なことは、秘密保持契約を交わすより前に、別に情報提供をした人間を確信していると、後援会長に富田市長から連絡が入ったにもかかわらず、優位的な立場を利用して、職員を情報提供者に仕立て上げた。誠に許し難い行為であります。その行為は脅迫であり私は絶対に見逃すことはできません。私は一市議会議員でもあります。このような行政のトップでは、職員は平常心で業務の遂行は困難と考え、市民サービスの低下にもつながります。まもなく新年度を迎えます。一刻も早く議会として方向を決めていただくことを切に願います。

一方、市長自身には私の令和元年12月議会の一般質問で、市長に対する職員からの評価をどのようにお考えかお聞きしました。それに対し、市長答弁は「やはり市長というのは、一定の評価というのは選挙、いわゆる市民の皆さんがその評価を下すものだというふうに認識しております。」との答弁でした。富田市長は平成31年4月の市長選挙で、「池田に新しい風を」のフレーズで民意を得て当選されました。当時は市民の皆さんもどんな風を吹かしてくれるのか期待したことでしょう。また、職員の皆さんも新しい若い市長を支え、池田市をよくしようと意欲があったとも聞きました。しかし、そんな職員の忠誠心を富田市長は感じることもなく、自分と考えの違う職員や指導的なアドバイスをした職員は排除する等、全くもって身勝手な職員の扱いや市政運営をし、さらには、庁舎や職員をも私物化するという、良識ある人間では到底考

えられないことをしている人間が、行政のトップであることに市民の皆さんは到底納得しているとは思えません。

結果的に、メディアで事の内容が市民の皆さんに露呈されました。このような、全国的に池田市のイメージを著しく失墜させた前代未聞の不祥事が、富田市長の選挙公約であった新しい風だったのか。市民の皆さんはこの池田市の恥ともいえる全国的に悪い評判になったことを新しい風だと思っていたのか、今こそ民意を問うべきだと思います。

先ほども話しましたが、自身に対する評価は選挙であると断言していました。職員の中には、不当な部署変更や罵声、叱責におびえる日々を過ごし、残りの2年もの間、富田市長の下で職務を遂行するのは精神的に耐えられないとの声も上がっています。そんな職員の皆さんも報復等におびえて声を上げることもできない。そんな職員の皆さんの中には、池田市在住で有権者の方も大勢いらっしゃると思います。今が市民の皆さんに評価をしていただく時期ではないでしょうか。仮に富田市長が今回の一連の件が問題ないと言うのならば、今こそ自ら潔く辞職し、民意を問うことを求めます。以上、私の所見報告とさせていただきます。

(拍手起こる)

○前田敏委員長 次に、荒木委員よりお願いします。

○荒木眞澄委員 それでは、本調査特別委員会におきまして、これまでに提出いただいた記録、並びに証人からの証言などから得た調査事項等に基づきまして、総括的な意見を述べさせていただきます。

まず、不適切な庁舎使用並びに公金等の私的流用に関することについてであります。平成31年4月、市長就任以降、市長控室スペース、特に更衣室、男子トイレ、女子トイレなどに、家庭用簡易サウナ、畳ベッド、冷蔵庫、カセットコンロ、健康器具など、そして、廊下には、施術用ベッド、エアロバイクなど、市長の私物が段階的に搬入、設置されていたことが、昨年10月22日の一連のマスコミ報道をきっかけに明らかになりました。さらに、昨年9月から10月の期間においては、延べ17日に及び市

長控室に宿泊していた実態も明らかになりました。これらの私物の持込み並びに宿泊実態につきましては、両副市長をはじめ、市長公室長、秘書課職員等においても、その実態が認知されていなかったという事実、加えて、宿泊実態の質疑において、「特別職の私が公務であると認識した時点で、それは公務です。」との、自分勝手な証言にもありましたように、理解し難い弁解を述べていたこと自体、到底納得できるものではありません。したがって、自身の判断のみで私的な住居的使用をしていたという事実を総合的・客観的に分析しましても、公私混同甚だしい不適切な庁舎使用であり看過できません。中でも、家庭用簡易サウナの使用につきましては、自身の体の健康上からの正当性を訴えるも、それを立証する診断書や現在における医療機関への通院履歴や治療実態すら示されないことから、弁解の余地のない市長としてあるまじき行為であったと判断せざるを得ません。

また、公金等の不正流用の疑いにつきましては、特に市役所と東大阪の自宅とのタクシーチケットの公務以外での私的流用が、不正使用であったとの実態が明らかとなっていること。そして、使用したタクシーチケット代金を返金していた事実を公表することなく、こっそり返金していた事実。これらは市長自ら不正使用であることを暗に認めていたという証左であり、返金したからといって、その不正使用が免れるものではなく、公人であるならば、その行為に対して何らかのペナルティーを自身に科すべき重大な不正行為であり、承服できません。

さらに、富田市長に本市から貸与されていたはずの本市駐車場の駐車定期券につきましては、市長の証言では、所在が明確でないとのことでしたが、自身の後援会長である民間人に与え、頻繁に使用させていた事実が明らかになり、職員からの証言と符合させても、その使用実態から法令違反の疑いも視野に入れるものと判断するものがあります。

次に、本会議及び常任委員会等における虚偽答弁に関することについてであります。が、昨年の9月議会で、本市民間施設で初めてクラスターが発生した同日の、市長の夏休み期間における所在に関する質疑において、市長は淡路島に帰省していたという

副市長を介しての答弁であったが、実際は淡路島に帰省していたのではなく、九州方面に旅行していたという事実が、本委員会においての証人尋問で初めて明らかとなり、9月議会における答弁が虚偽答弁であった事実も判明いたしました。それに加えて、10月の総務決算委員会におきましても、この市長の夏休み期間における一連の虚偽答弁が明確になったわけであり、市長の本市議会に対する重大な議会軽視の姿勢は、甚だ遺憾であり、到底納得できるものではありません。

次に、本市職員等に対するパワハラ疑惑に関することについてであります。本市職員に実施しましたパワハラに関するアンケート調査を基に聞き取り調査を実施し、結果、多くの職員の方々からの証言で、富田市長によるパワハラの実態が明らかとなりました。首長という立場から、自身の意に沿わない職員などに対して、懲戒解雇や人事異動などを示唆し、女性職員に対しても、大声での叱責や威圧的な振る舞いなど、そして、身近な秘書課職員等に対しては、執拗な叱責や公私混同甚だしい指示を与えるなど、明確なるパワハラの実態が明らかとなりました。しかしながら、市長の証人尋問での証言では、パワハラをした者の常套的言い訳である、「職員に対する指導であった」との、醜い弁解に終始するだけであり、良識を疑わざるを得ません。

特に、家庭用サウナなどの設置についてのマスコミ報道に関して、市長がその情報流出の犯人捜しを副市長に指示していた事実、そして、市長は証人尋問で、自身の関与を否定していましたが、明確なる根拠・証拠もないにもかかわらず、秘書課職員を情報流出の犯人と決めつけた上、副市長と後援会長に指示し、秘密保持契約を締結させていたことなど、これら一連のことを実は富田市長自らが指示していたという事実が副市長の証言から明らかとなり、本委員会における富田市長の証人尋問での証言がさらなる虚偽の証言であったことが判明いたしました。加えて、この秘密保持契約を交わさせた件につきましては、あろうことか、市長自らが本市副市長と自身の後援会長に指示し、本市職員に締結させたという事実は、断じて見過ごすことができない強要的、脅迫的行為であると同時に、犯罪的行為に匹敵するものと推察いたします。

以上のことから、今後は、厳格なる対応を図らざるを得ないことは周知の事実であ

り、富田市長においては、これ以上の市政の停滞・混乱をさせることのないよう、首長としての地位に執着することなく、自身のこれまでの言動に対し、多くの市民の皆様、そして職員に対しての謝罪を果たすべく、速やかに自らの進退を明確にしていたくことを求めます。

そして、最後にあえて一言申し上げさせていただきますが、本市における、令和3年度の採用職員の内定者のうち、本市始まって以来となる2桁の数の内定辞退者が出ました。現在、コロナ禍の影響で、就職を勝ち取ることは大変厳しい状況であると言われております。そうした中、希望を持って本市職員を目指し、これまで必死に頑張っただけの内定を勝ち取られた大切な若い人材を、内定辞退に至らせた異常事態の根本要因が、富田市長の独善的で自身の権威・権力主義に執着した自分本位の言動に端を発していること、そして、内定を辞退された若者たちが、どれほどつらく悔しい思いでもって本市を去っていったのかを、重く真摯に受け止めていただきますことを申し添えさせていただきます、私の意見陳述とさせていただきます。

(拍手起こる)

○前田敏委員長 最後に、藤原副委員長よりお願いします。

○藤原美知子副委員長 私からも意見を述べさせていただきたいと思います。昨年11月26日の臨時会で調査特別委員会を立ち上げはや4か月、この間9回を数える委員会のみならず、全職員に対するアンケート調査をはじめ、数多くの職員の皆さんへの聞き取り調査や資料請求等に基づく調査を進めてまいりました。

調査項目の1点目、不適切な庁舎使用並びに公金等の私的流用に関しては、報道で明らかになったサウナや畳ベッド、運動用具のみならず、市長就任早々から市長室や更衣室、男子トイレ、女子トイレに、施術用ベッド2台、冷蔵庫2台、電子レンジ、キャンプ用鍋、ガスボンベ、ガスバーナー、調理用具、スポーツウェア、ドライヤー、シューズに至るまで、生活用品の持込みが明らかとなりました。市長は健康問題を理由にそれらの持込みを正当化していますが、健康上の理由というのであれば、診断書を提出し、誰もが理解できる環境整備を議会の承認を経て行うべきであります。

2台も治療用のベッドがなければ公務ができないというほど体調が悪いのであれば、1分1秒も時間を惜しみ仕事をしなければならぬとおっしゃっている市長としての激務を続けることそのものが可能なのか、逆に疑問が残ります。

また、この間、サウナの光熱費だけでなく、公用車、タクシーチケットの私的使用やサウナ等の私的使用も明らかになりました。市の駐車場定期券を後援会等のスタッフが自由に使えるよう提供していたことは岡田副市長の証言や後援会長自身がマスコミに対する取材の中で発言しておられることから明らかになりました。これは市民・有権者に対する利益供与であり、公職選挙法に触れる違反行為であります。とても看過できません。

2つ目の調査項目、本会議及び常任委員会等における虚偽答弁に関することについては、新型コロナ感染が広がる中で、池田市で初めてクラスターが発生し、死者が出るという事態に、どこでその報に接したかとの決算委員会での質疑に対し、淡路島に家族と一緒に帰省していたという答弁がありました。議会への報告も、百条委員会への記録の提出も、全て淡路島を経由して九州方面に行ったとの日程表が出されており、3月4日の百条委員会当日になって初めて「淡路島には行っていなかった」と証言されました。その間ずっと議会に対して嘘をついていたこととなります。

タクシー、公用車の使い方も公務以外は駄目だと言われているにもかかわらず、公用車の運転手さんに嘘をつき私的に使い、さらには他市では政治活動にも使えるかのごとく嘘をついてまで公用車を私的に使えるよう画策しています。

さらに言うなら、更衣室や男女トイレの使用目的も、「職員みんなが市長控室だと認識している」などと嘘をつき、勝手に私物を持ち込み、カーテンや鍵までつけさせ、市長専用にしてしまったこと。職員が動画流出の犯人であることを再確認するよう副市長に指示し、後援会長の事務所で秘密保持契約を結ぶに至ったことは、「後で聞いた」との百条委員会での証言も虚偽であったと言えます。

3点目は、本市職員等に対するパワハラ疑惑についてです。内緒でサウナを持ち込み、撤去時には畳ベッドの解体も含めて手伝わせるだけでなく、私的な購入物の受け

取り、届いていないと探させる、設置の手伝いをさせるという行為。新型コロナの感染拡大が心配される中で、何を拭いたか分からない、びしょびしょの濡れタオルを、多いときは1日8本交換させ、洗濯させていたこと。この件に関しては、コロナ感染の不安と相まって体調を崩すほどつらい思いをさせた職員に対し、いまだに謝罪の言葉をかけるどころか、事実確認と称して証言者捜しをさせるなど、反省の色もありません。これは厚生労働省のパワハラ定義の一つ、優越的地位の利用や業務の適正な範囲を超えた指示に値します。

また、秘書課の入り口まで聞こえるほどの大声で職員を叱責する。職員の作成した書類を破り捨てる、他の職員や一般の人がいる可能性のあるエレベーターホールや、市庁舎駐車場を通り抜けるまで職員を罵倒する。自分に意見を言う職員は異動させる。そして、最大のパワハラは、サウナやベッド等の持込みに対する反省どころか、サウナの動画を報道関係に流出したとして、犯人捜しを副市長等に指示し、後援会長と言われる人の事務所で秘密保持契約書を書かせ、刑事告訴までほめかし、犯人だと言わせようとしたことです。これは直接ではないにしろ脅迫行為に相当するのではないかと考えます。実際、元所属政党の弁護士と後援会長が告訴、告発の手続をしたとの話は、職員に大いなる恐怖を与えました。これも厚生労働省のパワハラ定義に照らすなら、身体的、精神的苦痛を与えた行為に匹敵します。パワハラに関しては、まだまだ多くの事例が報告されていることも申し述べておきます。

以上、この間の調査の結果に基づき、私は3つの調査項目全てに問題ありと判断せざるを得ません。しかも、今に至っても全く反省の姿勢もなく自己中心的であり、このまま続ければ市庁舎の私物化にとどまらず、市政の私物化となるおそれがあります。また、富田市長がこの後も市長として君臨するならば、そこで働く職員は市長のしもべとなり、市民より市長の顔色をうかがう職員と化してしまいかねないこと。それは地方自治法に沿った住民の福祉と健康の増進のための市政では決してなく、地方自治体のあるべき姿が失われることになりかねないことを危惧します。

市長に対しては、自らの行為を反省し市民に謝罪すること、そして、その非を認め、

自ら辞職されることを望みます。議会に対しては、当委員会の調査報告を基に、毅然とした対応がなされることを期待し、私の意見表明とさせていただきます。

(拍手起こる)

○前田敏委員長 ほかにはございませんか。

(「なし」の声あり)

○前田敏委員長 それでは、ただいまお伺いさせていただきました各委員の御意見を踏まえて、本委員会として最終報告を取りまとめてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、調査報告書案の作成についてでございます。まず、事務局より調査報告書案の構成について説明をさせます。

○議会事務局長(梶野祐子) それでは、調査報告書案の構成について御説明を申し上げます。お手元の資料を御参照賜りたいと存じます。こちらの資料でございますが、他市の事例等を参考に調査報告書に掲載をする項目を挙げさせていただいたものでございます。

まず、第1、調査の趣旨でございますが、本委員会が設置されるに至った経緯及び調査の目的について記載をさせていただくものでございます。

第2、調査特別委員会の設置でございますが、設置決議、委員会の名称及び構成について記載するものでございます。

第3、調査事件でございますが、調査事項について記載するものでございます。

第4、委員会の開催状況でございますが、委員会の開催日時、協議内容等について記載するものでございます。

第5、証人、参考人、執行機関の出頭等でございますが、証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項について記載するものでございます。なお、(2)の参考人、(3)の執行機関の出席につきましては、今回該当するものはございませんが、項立てのみさせていただいているものでございます。

第6、記録、資料の提出でございますが、地方自治法第100条に基づき提出を求め

た記録及び提出状況について記載するものでございます。なお、(2)から(4)までは該当がございませんので、項立てのみでございます。

第7、職員アンケートの実施でございますが、アンケートの内容及び結果について記載するものでございます。

第8、委員派遣につきましても、委員派遣を実施しておりませんので、項立てのみでございます。

第9、調査の内容と結果につきましては、先ほど御発言をいただきました各委員の御意見を踏まえ、本委員会としての見解を取りまとめて掲載するものでございます。

次のページにまいりまして、第10、証言拒否等、第11、告発につきましては、いずれも現在調査中でございますので、項立てのみでございます。

第12、調査経費でございますが、本会議で議決いただきました調査経費及び決算見込額並びに追加経費について記載するものでございます。

最後に、第13、その他でございますが、(1)の公示送達については今回該当する事例はございません。(2)については、第12までの事項以外に記載すべき事項があれば記載させていただくものでございます。説明は以上でございます。

○前田敏委員長 説明は終わりましたが、何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○前田敏委員長 それでは、調査報告書案につきましては、ただいまのような構成で正副委員長案を作成いたしまして、次回の委員会開催までに委員の皆様にお示しをしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田敏委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、調査経費の追加及び設定についてでございますが、その前に、本委員会のこれまでの経過について御報告いたします。

昨年11月26日開催の臨時会において本委員会が設置され、これまで調査を行ってまいりましたが、当初の予定では令和3年3月定例会での報告を目途として、委員会の

開催は少なくとも9回を予定し、そのうち4回を証人尋問の実施日とするように想定しておりました。

しかしながら、証人尋問の実施に伴って新たな調査事案が発生し、委員会の開催回数が想定より2回増えて11回となりました。2回増えたうちの1回分は、当初想定していなかった証人への尋問が必要になったことで、尋問日を1日追加いたしました。もう1回分は、市長に対する証人尋問は、当初1日を予定しておりましたが、想定を超える尋問時間を要したため、尋問日を1日追加いたしました。やむを得ない事情で日程に変更が生じましたが、この結果、特にパワハラ疑惑の常軌を逸した内容があらわになりました。本委員会を代表いたしまして、今回の調査に御協力いただいた方々に対しまして、改めて感謝・お礼を申し上げます。本委員会ではこれまで行ってきた調査の成果をまとめるべく、現在、鋭意作成中でございます。

ここで私が申し上げたいのは、今回の一連の疑惑に関する事実は本委員会での報告書の完成と市議会における承認を経ることによって、市議会の、ひいては私たちを議会に送ってくださった市民の意思となって結実するものと考えております。

したがって、本委員会の本年度の調査経費については、令和2年11月26日の本会議において150万円以内と議決されていますが、先ほど御説明いたしましたとおり、調査を進めていく中で当初予定していました証人尋問の日程が2日間増えたため、その2日間に係る会議録作成費用等が追加が必要となりました。また、本委員会のスケジュールでは、当初、令和3年3月定例会での報告を目途としておりましたので、令和3年度の調査経費を設定しておりませんでした。先ほど御説明いたしましたとおり、日程の追加がございましたので、令和3年度以降も引き続き調査することになりました。

そこでお諮りいたします。本年度の調査経費を20万円追加するとともに、令和3年度の調査経費を60万円と設定する旨を議長に申し入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田敏委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、次回、第11回目の委員会の案件と日程についてでございます。第11回の委員会では、調査報告書案についての御協議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、第11回委員会については4月12日、月曜日、午前10時から、議場にて開催したいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田敏委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、本日の案件は以上でございますが、ほかに何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○前田敏委員長 それでは、以上で第10回、富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する調査特別委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前10時37分閉会)

富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する調査特別委員会

委員長 前田 敏